

■ 令和3年度 第2回新潟市環境影響評価審査会

(イーレックス新潟(仮称)建設計画に係る計画段階環境配慮書)

日時：令和3年9月2日(木)午前10時00分から

会場：市役所本館 対策室3(Web開催)

(司会)

皆様、お待たせいたしました。ただいまから、令和3年度第2回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、委員15名のうち15名の委員の皆様に出席をいただいております。過半数を超えておりますので、本日の審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日の審査会は、コロナウイルス感染防止ということでWeb開催とさせていただきます。今回ZOOMということで、発言をされる以外のときは、マイクはミュートにさせていただきますと思います。

それでは、はじめに環境対策課長からごあいさつを申し上げます。

(環境対策課長)

本日は、お忙しい中、新潟市環境影響評価審査会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の審査会でございますが、コロナ禍の終息が依然として見通せない状況でございますので、この審査会では初となりますけれども、リモートによる会議とさせていただきます。委員の皆様にはご不便をおかけしておりますが、何卒ご容赦くださるようお願いいたします。

さて、本日の審査会でございますが、新潟市環境影響評価審査会の委員の改選がございまして、その後、実質最初の審査会となっております。新たな委員の皆様もお迎えして新体制となっておりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事についてでございますが、冒頭、会長・副会長をご選出いただきまして、その後、法アセス対象事業でございますイーレックス新潟(仮称)建設計画に係る計画段階環境配慮書についてご審議いただきたいと思います。当該事業につきましては、新潟市の隣の聖籠町で実施予定の事業でございますけれども、新潟市がこの関係地域に含まれておりますので、関係地域の長として新潟県に提出する市長意見を本日取りまとめでいただく、こういった予定となっております。限られた時間内での審議となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

今ほど課長からも話があったのですが、今回は、本審査会の委員の改選後の初めての開催となります。委員の皆様には、あらかじめ委嘱状をお送りさせていただいておりますけれども、新しく加わっていただきました委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様より一言ごあいさつをいただきたいと思います。

— 各委員より挨拶 —

(司 会)

ありがとうございました。それから、本日は、事業者でありますイーレックス株式会社から6名、株式会社東京久栄から5名の出席をいただいております。それからオブザーバーとして、環境省関東地方環境事務所、それから新潟県の環境企画課からも出席をいただいております。事務局は、名簿にあるとおりでございます。

それでは、次第に従って進めます。次第の2番になります。「会長・副会長の選任について」です。会長・副会長の選出までの進行につきましては、事務局が務めさせていただきます。

(事務局)

会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長・副会長につきましては、新潟市環境影響評価審査会規則第2条第1項の規定によりまして、委員の互選により選出することとなっております。つきましては、会長、または副会長の選出について、委員の皆様から何か案がございましたらご発言いただけますでしょうか。

特に委員の皆様からはないということによろしいでしょうか。では、特に委員の皆様から案がないということでしたので、事務局より案をお示しさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、ご同意いただけたということで、事務局の案をお示しさせていただきたいと思っております。事務局案でございますが、会長につきましては、引き続き及川委員、副会長につきましては、こちらも引き続き松岡委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「賛成」の声多数)

ありがとうございます。ご賛同いただけたということで、及川委員に会長を、松岡委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長・副会長に選出されましたお二方に、申し訳ないのですが、一言ずつごあい

さつをいただいでよろしいでしょうか。

— 会長・副会長挨拶 —

(事務局)

ありがとうございました。

(司 会)

それでは、議事に入らせていただきます。以降の進行は、及川会長にお願いいたします。

(会長)

では、これからさっそく議事進行に移らせていただきます。時間も限られておりますので、円滑な議事の進行ということで、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第3に入らせていただきます。「計画段階環境配慮書に対する答申書素案について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料を説明していきたいと思いますが、はじめに参考資料1の「発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図」について、赤い囲みをご覧くださいと思います。

このたびのバイオマス発電所事業は、法アセスの対象事業であり、聖籠町で計画されているため、関係地域の市町村の意見を聞いたうえで、県知事が配慮書に関する環境保全上の意見を述べるという案件でございます。事業計画地に隣接する本市は、当該事業の環境影響を受ける関係地域として、県知事より環境保全上の意見を求められております。本日の審査会は、県知事へ提出する市長意見をまとめていただく作業ということになります。また、本日よりまとめました意見は、答申として市長に提出された後、9月10日までに市長意見として県知事へ通知するという予定となっております。なお、本来は、環境影響評価審査会において会長に諮問書の受け渡しを行うところですが、Web開催とさせていただいたため、この度は参考資料2として配布させていただいております。画面に今表示しておりますが、こちらの諮問書を参考資料として添付させていただいております。

続きまして、資料1から3について説明していきたいと思いますが、8月5日に現地視察会を行いまして、その後、本配慮書に対するご意見については、メールで照会させていただいたところです。委員の皆様からは、たくさんのご意見、ご質問をいただき、誠にありがとうございました。今回、事務局で整理させていただきまして、資料1に意見、資料2にご質問等といった形で取りまとめさせていただきました。こちらの資料につきましては、直前になってしまいましたが、事前にメール、それから今日の資料ということで送付させていただいております。

本日の審査会では、各委員からいただいた意見、それに対する事業者の見解、事務局の考えについて説明しました後、最終的に市長意見となる答申書素案についてご審査いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、資料1と資料3を用いて説明させていただきますので、資料1をご覧ください。こちらは、いただいた意見に対する事業者の見解、それから対応、事務局の意見等の取り扱いについて表にまとめてあるところです。事務局の意見等の取り扱いについての欄には、答申書素案に反映する意見について「○」を付し、意見を踏まえてどのような内容を答申書に記載するかについて書いております。また、いただいた意見のうち、事業者の見解をもって特段答申書への記載は必要ないと思われるものにつきましては、「事業者の回答をもって了としたい」という記載にしております。

それでは、今回いただいたご意見のうち、答申書素案に反映させた内容について、順に確認しながら説明していきたいと思っております。

まずA委員の大気質に関する意見についてです。表でいいますと意見番号3番目の意見になりますが、こちらの意見は、大気質の評価にあたって燃料の物質成分が重要な要素であるというご意見であり、燃料に関しましては、複数の委員からも質問として受けたまわっているところでもありました。これにつきましては、事業者としましても表の中にありますとおり回答がありまして、今後、準備書の段階でバイオマス燃料の具体的な成分について記載していくという回答となっております。事務局としましても、委員の意見のとおり、重要な要素であることを述べまして、市長意見として取り上げたいと考えています。取り上げる内容につきましては、資料のとおりで、バイオマス燃料の種類により排出ガスの組成が異なることから、燃料の産地及び量、性状を明らかにすること。それから、それを適切に予測・評価することという内容で意見をしたいと考えております。

続きまして、次のページをめくっていただきます。意見番号でいいますと4番から8番になりますが、A委員からです。温排水による植物への影響についてや、取水口、排水口の口に関する質問など、それからB委員からも、環境基準に超過している海水となることから、負荷の原因の低減についてのご意見、それからC委員からは、水質項目の選定に関してご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、資料の表にあるとおり、事業者から見解が示されていまして、今後、この辺の影響については、詳細な予測評価を実施することや、その影響に関して検討していくという記載もあるところですが、事務局としましても、こちらも重要な要素と考えておりまして、まだ環境基準が未達成な海域への排水となりますので、より一段の配慮が必要であると考えています。これについて、温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえて、水質、それから動植物への影響について、適切に予

測・評価を行うよう意見をしていきたいと考えています。

次ページになりますので、めくっていただきたいと思います。意見番号で言いますと 11 番から 13 番です。生態系に関する意見の部分になります。A 委員と D 委員から意見をいただいておりますが、今回の資料、バイオマス燃料は海外から輸入されるということになり、そちらの海外からの輸入に伴う影響についての意見や、それから遺伝子組み換えに関しての意見ということで受けたまわりました。こちらについては、表にありますとおり、事業者からは、燃料は東南アジアやロシアなどを今計画しているということで回答がありましたし、燃料については、原料の異物除去後に高温で加工され、検疫を通して生物が混入されていないということを考えているという見解であります。それから、着いた後、飛散防止等にも努めるという見解が示されているところ。遺伝子組み換えにつきましては、今回は遺伝子組み換え植物を原料に使う計画はないということを示されているところです。こちらにつきましては、このような見解が示されておりますが、新潟市としてもこのようリスクがあるということで、資料にありますとおり、意図しない外来種の混入が懸念される恐れがあって、地域の生態系に重大な影響を及ぼすことも考えられるため、十分配慮するようということで意見を付していきたいと思っております。

続きまして、次ページをお願いします。意見番号の 19 番になります。温室効果ガスに関して、E 委員からご意見があったものになります。先ほども言いました輸入に伴って温暖化の影響というものを考慮しなくていいのかというところのご意見でありました。こちらについて、事業者からの見解は資料にあるとおり、燃料のライフサイクルで見ると、栽培、加工、輸送過程において温室効果ガスが発生するが、化石燃料のライフサイクルと比較して削減効果があると期待されているというような見解が示されたものです。こちらにつきまして、事務局としましても、事業全体として温室効果ガスの排出に留意が必要かと考えておりますので、こちらにつきまして、資料にあるとおりの意見を付していきたいと思っております。

それから、意見番号 20 から 22 番になりますが、埋蔵文化に関するご意見も複数の委員からいただいているところです。この度の事業が環境影響評価法の対象事業であり、法令でも環境要素に埋蔵文化に関する項目が含まれておりませんことから、今回、本市の市長意見答申書素案におきましては、取り上げることは行っておりません。ただ、いただきました意見は事業者にも伝えておりますし、事業実施区域である聖籠町と今後の対応について協議しているということも示されているところでもありますので、ご了解いただければと思っております。

それから、ページをめくっていただきまして、意見番号 23 番から 31 番になります。こちらは、関係課からの意見を整理したものになります。このうち、意見番号 26 番は大気質に関する意見、また意見番号 27、28 番は水質に関する意見となっております。これらの意見につつまし

ては、各委員からも同様の意見がございまして、事務局としましては、先ほど説明したとおり、答申書素案に取り上げているところであります。

一度、資料1の説明をさせていただきましたので、一区切りさせていただきたいと思います。事務局からの説明は、以上です。

(会長)

事務局からの説明は、これで一旦よろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

分かりました。ただいま事務局から説明がありましたけれども、本日は審査会としての答申を取りまとめていただく作業となります。答申の取りまとめということで、皆様方、ただいまの説明につきまして、ご意見、いかがでしょうか。何かご意見をいただければありがたいと思います。

(F委員)

一つよろしいですか。

質問番号1番についてです。G委員から、SDGsの観点からの評価ということで、私も何となく思っていて言わなかったのですけれども、会長からご指摘があつて回答もありましたので、環境への負荷が少ないという視点でもう一回点検をするということによいでしょうか。ほかの質問でも再三バイオマスの燃料のチップの話が出ておりましたが、私などがかかわっている分野では、このチップを生産する生産者、あるいは工場、コーヒーに例えれば、どういう労働環境で作られたものかということは今時は振り返ることになります。他の例として、オリンピックの新国立競技場の木材も、一時そういう視点でいろいろと指摘があつたかと思います。そうということで、今やSDGs抜きでは開発も難しいと思われるので、この辺りは、1番のG委員の質問への回答を再度しっかり確認する必要はないでしょうか。

(会長)

ありがとうございました。このSDGs、これは2030年を限としてしっかりと仕上げるというか、やらなければいけないということになっております。ただ、これは計画段階の配慮書でございまして、その段階ではこの中に書くことはしなかつただろうと思います。ただ、今後の環境影響評価方法書、あるいは環境影響評価準備書等の段階では、しっかりとその辺を内容として入れていただく、各項目にしっかりと入れていただくということが必要かと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。事務局、あるいは事業者からご意見を伺いましょうか。そうですね。SDGsに関して、事業者から何かご意見はございますか。

(事務局)

今ほどの意見に対しまして、事業者からもご意見をいただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

(事業者)

ご意見は、燃料生産国の状況なども踏まえながら、環境に配慮した燃料作りとか、燃料使用をしていくかという質問かと思うのですが、少しずれますが質問番号 19 番のところの回答で書かせていただいていますように、我々は、燃料をグループで開発していく予定になっておりまして、東南アジアでソルガムという材料等を使いまして、草本系の燃料を開発していく予定でございます。そこにおきましては、ライフサイクルにおいて化石燃料に対して高い CO2 削減効果があるような燃料を開発していく予定でございますので、その辺についても、また別途準備書等で記載させていただきたいと思っております。事業者説明は、以上でございます。よろしいでしょうか。

(会長)

SDGs に関しては、今後の方法書、あるいは準備書、その辺でいかがでしょうか。

(事業者)

準備書等で、燃料のライフサイクルも含めましたような評価をさせていただきたいと思っております。

(会長)

燃料だけではなくて全体的な、この燃料の項目だけではなくて、全体的な面で必要だと思いますけれども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

(事業者)

我々、主となる燃料をグループで開発していこうと思っておりますので、その燃料の作付けから栽培、製造、加工を、我々が指導しながらやっていくという方向でございますので、それらの一連の流れを踏まえた CO2 削減等を評価しながらやっていきたいと考えております。その辺を踏まえまして、準備書ではそのライフサイクルに関する CO2 削減等も記載させていただきたいと思っております。

(会長)

皆さん、どうでしょうか。今のご返事をイーレックスからいただきましたけれども、F 委員、大丈夫ですか。

(F 委員)

G 委員からコメントがあるようですので、お聞きしたいと思います。

(会長)

それでは、G 委員、お願いいたします。

(G 委員)

よろしいですか。少し気になっているのは、もちろん CO2 の削減というものはすごく大事な社会的な課題だとは思っているのですが、もう一つは、やはり児童労働の問題とかという労働環境の問題、発展途上国の労働環境の問題というものもあると思いますし、もう一つ、IUCN という国際自然保護連合というところから、生態系に対してダメージを与えないような方策を今後はあらゆる場面でとっていくことが要請されているという、ネイチャーベースドソリューションズ (Nature-based solutions) という、そういう考え方を言われていますので、現地における生態系に対する配慮ということも、今後の問題としてはかなり大きなウエイトを占めてくると私も考えておりました、先ほどの及川先生の SDGs に関しても、それぞれの原料の調達、それから運営とか燃焼とか発電の買い取りの問題とか、あとは運送の問題、それぞれに対する SDGs 的な紐づけということが今後は要請されてくると思っておりますので、その辺のところはどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。それでは、今の G 委員のご質問に対して、いかがでしょうか。イーレックスからご回答をお願いします。

(事業者)

事業者回答してよろしいでしょうか。

(事務局)

お願いします。

(事業者)

今のご意見を踏まえまして、開発にあたって、農地の開発とか、農地での栽培にあたりましても、その辺を踏まえましてやっていく所存でございます。

(会長)

ありがとうございました。ただ、今、原材料の生産地のことだけでなく、今後の発電所の運営、建設、運営含めた SDGs というものが必要だと思えます。ご質問された F 委員、いかがですか。

(F 委員)

はい。そういう計画であれば、また後ほど、そういう機会に拝見したいと思います。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

(H 委員)

関連して一つ伺いたいのですが、質問書の 2 番目にあります I 委員からのご質問に対してのお答えで、今ほどのバイオマス原料についてです。G 委員と少し重なるところもあると思いますが、主原料の中に東南アジアからの木質系とありまして、ロシアもありますけれども、主に東南アジアと理解できますが、新潟市、新潟県はもとより、日本で生息します、あるいは繁殖する夏鳥のほとんどの生息地が東南アジアということで、日本で繁殖してまた東南アジアに戻ってという渡り鳥の生息地が東南アジアにあるわけですが、主なところは原生林、熱帯雨林だと思われます。このバイオマス原料の中に木質系とありますが、農業生産等にかかわる副産物等であれば理解できるのですが、この中に、新潟市・新潟県をはじめとする日本に渡来し繁殖する夏鳥の生息地である熱帯雨林等の原生林が含まれているか否か、その辺のところをご存知でしたら教えていただきたいと思います。

(会長)

要するに、特に原料、バイオマス原料供給先の環境影響、その辺の新しく農地を開いてそういうものを栽培するのか、その辺のこともどのようになっているのかということかと思えます。イーレックス、よろしくをお願いします。

(事業者)

東南アジア系の木質燃料につきましては、調達していくことを考えておりますので、今後、その調達先等を検討しながら、そういった面も考慮しながら検討していきたいと思っております。

(H 委員)

そうすると、今現在、熱帯雨林等の森林の木材が含まれるかどうかは、承知されていないということでしょうか。

(事業者)

まだ確定しておりませんので、これからとなります。

(H 委員)

分かりました。

(会長)

ありがとうございます。そのほか、各委員の先生方、いかがでしょうか。

(A 委員)

よろしいでしょうか。

私は、新潟のエリアの影響についての質問をしていたのですが、今、話がありましたように、もう少し燃料調達に関してのことで、菅井委員に対する回答のことで気になったことがありますので、申し上げたいと思います。

年間 120 万トンの燃料を輸入する予定であると。その輸送には 70 隻の船舶を使うということでありまして、これはかなりその地域には影響があるのではないかと私は感じました。要するに五日と少しで 1 隻が入って来るというサイクルで、かなりの量が入って、その周辺に対してのさまざまな影響があるのではないかと、その回答があつて、これを読ませていただいた結果、非常に大きな問題を感じました。事務局案としては、「事業者の回答をもって了としたい」ということですが、そういった、例えば外国船籍の船が入ってくると、この前現地で見学したときにもさまざまな規制がその地域にあるということで、市民生活にも影響がかなりあるということが懸念されました。その辺は、環境影響だけではなく、市民の生活環境への影響という視点のことも言及して、対応していただくようなことを付け加えていただきたいと思います。以上です。

(会長)

今、A 委員からご意見がありましたけれども、A 委員、付け加えていただきたいというのは、これは答申書に付け加えていただきたいということですか。それとも、事業者に対して、今後方法書を作るときに、それをもう少し付け加えていただきたい。A 委員、どちらでしょうか。

(A 委員)

付け加えていただきたい。かなりの量が入ってくる。あるいは事業者は、その 120 万トン、あるいは 70 隻ということに対して、どういう見解をもっているのかによるのですけれども、私の個人的な感想では、想像では、かなりの影響があるのではないかと懸念がありまして、そういうことに対して、今後、配慮する必要が、新潟市として、あるいはその周辺、影響を受ける範囲の地域からの発信として、そういう懸念に対して考慮すべきではないかという、そういうことを明記すべきであろうと思います。

(会長)

では、答申書を書く段階で、その内容を書き留めていただきたいということでしょうか。

(A 委員)

そういうことでございます。

(会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

貴重なご意見、ありがとうございました。今の A 委員からのご意見につきましては、70 隻と

ということで、まだ決定事項ではないとは思いますが、今回、数字が示されたところ
あります。こちらにつきましては、東港という地域上、ほかの事業者もある中で、その辺の利
用状況なども見たうえで、意見を付するかどうかということで検討していきたいと思
いますが、この場でその数字を持ち合わせていないところでして、検討させてもらえ
ればと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

ただいまのことで補足させていただきます。今の趣旨といたしましては、今回 70 隻という数字
が出たのですけれども、これがいわゆる東港の現状の負荷に対してどのくらいの割合になる
かということも見てからでないと、私どもでは判断できないかなということで考えたところ
でございます。例えば東港に年間 100 隻入港する中で 70 隻増えるというのは、これは非常に
過大な影響と捉えられますし、例えば年間 2,000 隻、3,000 隻、この数字があるかどうか分
からないのですけれども、ある中で 70 隻増えることが、いわゆる地域の環境負荷をどれだけ増大さ
せるかということ、その辺の港の利用のベースの数字を私ども持ち合わせておりませんので、
その辺りも踏まえながら、この扱いといたしますか、検討させていただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。そのほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

(G 委員)

すみません。もう 1 点だけよろしいですか。

私も先ほどのものと関連があるのですけれども、私、今、新潟県の林業の戦略策定委員をや
っているのですが、新潟県内のバイオマス資源もそれなりにあるので、この回答にも書いてあ
ったのですけれども、なるべく新潟県内のその資源を使うところを、計画段階ではある
けれども、ある程度の目標値みたいなものを入れて、新潟県内のバイオマスも使うという、新
潟県内の森林も手入れをしないと何ともいけない状態になっておりますので、その辺も何か考
慮していただくと、やはり東南アジアの生態系に影響を与えたものを持って来るよりは、近
場の問題になっている新潟の山林をよくするという形でのバイオマスの調達というほうが自然
なのかなと感じますので、その辺のところをぜひ考慮していただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。これは、各委員の先生方、皆さんが同じようなお考えをおもちで
はないかなと思います。その他はいかがでしょう。各委員の先生方、大丈夫ですか。

そうしましたら、事務局で今答申書素案を出しているわけですが、これをどのように修正す
るか、あるいは修正なしでいって、今、ブルーと緑がありますけれども、その中でもう一度き

ちんとした回答、修正回答を求めるということにするか。

やはりいろいろな配慮をされたような答申書というものに若干修正が必要かなという部分もあるかと思いますが、事務局としていかがでしょうか。

(事務局)

今、3点ご指摘をいただいたと私どもは考えております。一つが意見1に関連するSDGsに関する記載、いわゆる原料調達、現地の環境に配慮した調達というところも、そういう視点が必要であろうというご指摘でございます。それから二つ目ですけれども、いわゆる燃料運搬船にかかる地域への負荷、環境負荷というところをA委員からもご指摘いただきました。また、併せてG委員から、県産材のさらなる活用という視点もいただきましたので、この三つについて、答申書での扱いというところでは、もう一度事務局で中身を詰めさせていただきたいと思っております。ただ、時間もございませんので、事務局でこの辺り、背景も確認したうえで修正案を作成したうえで、会長にご確認いただいて、それを答申案という形で取りまとめさせていただきたいと考えております。

(会長)

今、課長から取りまとめの形についてご回答をいただきましたけれども、各委員の先生方、いかがでしょうか。

(I委員)

今回の回答書の中には、準備書の段階で記載しますということは、回答されていないということなのですね。と言いますのは、今、会長からもお話しがあったように、次の段階でまた意見を述べたら訂正していただけるのか。要するに、今回は明確な回答がなされていないものが多いのではないかと思います。いかがでしょうか。

(会長)

それについては、誰が回答すればいいのですか。

(I委員)

イーレックスさんだと思いますが、意見を述べたときに、回答は次の段階ですというところが多いかなと思うのですが。

(会長)

これは、建設計画段階の前、実質的な環境影響評価方法書に入る前の段階ですから、その辺を書き入れなかったのかなど。本来なら、やはりこの辺からしっかりしなければいけないかなと思うところなのです。それは、最初のこの中で非常に歯がゆさがあったのは、私もまったく同感なのですけれども。

(I 委員)

そうしますと、次の段階で意見を述べたときに、またそれに対して回答、あるいは変更していただけたらと考えてよろしいのでしょうか。

(会長)

どうでしょうか。この辺は、むしろ事務局をお願いします。

(事務局)

今のご質問でございますけれども、私どもの捉え方としては、準備書に記載するということがあれば、それは事業者がそのご要望に対しては、ご意見に対しては、そこでしっかり対応すると捉えております。今回、配慮書に対するご意見をいただいているところですが、いただいたご意見をもとに配慮書を修正するということでは、そういう手続きではございませんので、ここで出た意見というのは、次の方法書であるとか、準備書の中で反映させていくというのが流れと考えておりますので、事業者から準備書で回答するということは、これはきちんとやるというような回答と、私どもは捉えております。

(会長)

その辺、よろしいですか。

(I 委員)

はい。ありがとうございました。

(会長)

分かりました。一応、この段階の次の評価方法書できちんとその辺は内容を記載していただきたいと、しっかり内容をまとめていただきたいと、そう思います。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、今、事務局からありましたように、この答申書というものについて、もう一度今の皆様のご意見の内容を勘案して少し修正しまして、その内容については、事務局並びに会長と一緒にさらにその内容を協議して、そしてそれを皆様にもう一度回すというところ、10日でもう時間がないので、10日と言っても実質的には1週間もありませんので、そのようなことで皆様のご了解を得られれば、今のような意見を踏まえてきちんと答申書の中に盛ると、記載するということが確認されて、それでよろしいでしょうか。皆様、各委員の先生方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、皆様から賛同を得たということで、後で答申書を若干修正しまして、それをさっそく修正して、答申書ということで進めさせていただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、こういう形で答申書を作り上げる、答申書を再修正して出すということで、

よろしく申し上げます。

(事務局)

A 委員からご発言があるということです。

(A 委員)

よろしいでしょうか。

先ほどから環境影響の手続きについての、I 委員からはじめからの意見がありましたけれども、要するに準備書に記載するというのであれば、当然、準備書はどのような方法をもって準備書を作成するか、あるいはシミュレーションやいろいろな影響を評価するかということが必要ですから、その方法については方法書に記述しなければいけないということでもありますので、要するに準備書に書くということであれば、すでに方法書を出す段階でどのような事業者の見解のもとに、その投げかけられた課題について取り組むかということは明記していただかないと困る。方法書にはそういうことを記載してほしいという意見を、市なり、あるいは県からの見解として記述する必要があるかと思います。

(会長)

ありがとうございます。それでは、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局です。

確かに A 委員のおっしゃるとおりかと思しますので、この辺り、答申書の表現については、見直してまいりたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めて、何しろ 10 日というかなり短い期間でございますので、その辺は事務局も大変かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

それから、イーレックスで、今度、このような意見を尊重されてというか、それをよく受け止めて、次の配慮書に反映させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、議題の 3 というか、一応終わりましたけれども、その他のことで、まず事務局から何かございますか。

(事務局)

J 委員から。

(会長)

J 委員、何かございますか。

(J委員)

すみません。何度か手を挙げてみたのですが、事業者への質問ではないので、意見としても申し出なかったのですが、今回、環境対策課からの質問と回答にもありますように、新潟東港地域でCODの環境基準が未達成だと。これは、確か何年も未達成だったと思います。これに関して、事業者側に調査や予測分析を要求するのであれば、当然、現状に関してなぜ超過しているかに関して、県の前回の説明会でも原因不明ですというようなお答えだったのです。これは、何度も原因不明ですというお答えを聞いた気がします。私、市でも質問したことがあります。これに関して、本来環境基準の超過に関する監視や是正を行うはずの部署がきちんと調査・分析をしたうえで、事業者の調査、予測と合わせて評価しないと、事業者から出てきたものは、多分事業者側だどこの超過状態がずっと続いていくのか、改善するのかによっても当該事業の影響に関する評価は変わってくると思うのですが、その辺りが未着手のまま新規の事業者にだけ調査・分析を依頼するというのは少し変ではないか感じておりましたので、環境対策課でもそういう内容がありますので、すみません、この意見は取り扱い的に事業者向けではないのですが、一応申し上げておきます。

(会長)

ありがとうございます。事務局、よろしいですか。いまの。

(事務局)

事務局からです。

東港の海域でございますが、いわゆる湾内、それから湾の外、港の外、港の中、外というところで、どちらも環境基準を超過している状況ということで、新潟市の接する水域でもありますので、その水質には非常に危惧しているところでございます。もちろん、現状、環境基準が超過していない責任は、新たな事業者に負わせるというものでもございませんので。ただ、もともと超過している水域ですので、やはりそういうセンシティブな水域であるということをご理解いただいたうえで事業計画を練っていただきたい、そういう意味合いで、あのような表現も付け加えさせていただきました。決して新規の事業者にその水域の水質の改善を強く求めていくというものではございませんので、その辺りは少し説明不足で申し訳ございませんでした。

(J委員)

その趣旨は私も分かっているつもりなのですが、事業者に言うものではないということ、確か付随でほかの委員の方も言われていたと思うのですが、現状に関しての環境基準超過状況は放っておいていいということでは、そうすると環境基準の意味がなくなりますし、環境汚染に関する評価をする意味もなくなってしまいますので、ぜひ説明していただきたいと、前から申

し上げているのですけれども。

(事務局)

その辺の調査は、また県でも新たな調査の計画があると聞いておりますので、そういったところと情報交換しながら進めてまいりたいと思います。

(J委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、議題3に関しましてはこれで終わらせていただきまして、議題の4「その他」に入りたいと思います。皆さん、よろしいですか。また最後に、まとめの段階で何かあればご意見をいただければと思います。では、まず事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局はなしです。

(会長)

ありませんか。ありがとうございました。それでは、皆様、今まで、あるいはこれで一応審査会は終了とさせていただきますけれども、今日、このようにオンラインでやらせていただきましたけれども、非常に、私も画面を見ながら進行しなければならない、資料は別のところにあるということで、これは皆さんも同じだと思います。かなり事務局、それから各委員も大変かと思いますが、今の現状では、今後、こういうことはかなり多くなるのではないかと思いますので、何か進行上、あるいはこのZOOMという中で、皆さん特にご意見はございませんか。大丈夫ですか。今後、こういう形で進めさせていただくことが多いかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、今日の審査会はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

皆様、長時間に渡るご審議、ありがとうございました。事務局より今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。本日いただいた意見をもとに、事務局にて答申案の修正を行わせていただきます。修正案につきましては、会長にご確認いただきまして、ご了承いただければ答申の内容を確定させていただきます。会長から市長に提出していただくという形になります。その後、9月10日までに、市長意見として新潟県知事に提出をさせていただく予定でございます。事務局からは、以上になります。

それでは、これをもちまして、審査会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。